

議案第 5 5 号

市川市下水道事業審議会条例の一部改正について

市川市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

市川市下水道事業審議会条例（平成 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「2 名」を「3 名」に改め、同条第 3 号中「7 名」を「6 名」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 2 1 日から施行する。

## 理 由

下水道事業の経営に関し、より専門的な審議等を行うため、下水道事業審議会の委員の構成を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。